

同窓会事務局便り

不明者リストご協力のお礼

昨年度の不明者リストについて多大な情報提供を頂き、厚くお礼を申し上げます。皆さまのおかげで約七〇〇名の会員の住所が判明しました。

今後も住所・勤務先等に変更がありましたら事務局までご連絡下さい。

お知らせいで会報が届かない同窓生は見えませんか

会報が届かない同窓生は不明者扱いになっています。至急住所等を事務局までご連絡下さい。

年会費のお願い

大学同窓会は、卒業生の皆さまの会費で運営されています。

敬愛同窓会から分離独立して日が浅く、財政基盤が非常に弱いのが実情です。今回年会費納入をお願いするにあたり、振込用紙を同封させていただきます。

一口以上のご協力をお願いします。

● 年会費 一口20000円

会員名簿発行への準備状況

現在、同窓会員のデータへ約一万七千名がデータ処理され、名簿発行を急いでおります。

直通電話開設

九月より同窓会事務局にFAX兼用外線電話が開設されました。

従来の代表電話と同様に直通電話もご利用下さい。

代表 ☎011-321-0310(内線200)
直通 ☎011-321-0310(FAX兼用)

同窓会室のご案内

本年六月の役員会にて加藤前事務局長の後任として、中野寛治(68E)が事務局長に就任しましたので、よろしくお願ひします。

事務局としては今後、独自のパソコンを設けて、パソコン通信による情報交換にも利用を計画しています。

そして情報の発信・中継基盤として、みなさんのご要望に答えたいと考えています。

場所：第二研究館一階

(正面玄関の右建物)

開室時間 九時三十分～四時三十分

(月/金)

名古屋学院大学同窓会会則

- 第1条 本会は名古屋学院大学同窓会と称する。
- 第2条 本会の事務所は愛知県瀬戸市上島野町1350名古屋学院大学内に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校発展充実に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 1. 会員相互の連絡、会員名簿およびその他前条の目的を達成するための必要な事業を行う。
- 第5条 本会の会員は正会員、特別会員の二種とする。
 1. 正会員は名古屋学院大学の卒業生。
 2. 特別会員は役員会の推薦により総会の承認を受けた者。
- 第6条 会員は次の事項によって資格を喪失する。
 1. 退会。
 2. 死亡および失踪宣告を受けた者。
 3. 除名。
 4. 本会の名譽を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき。
- 第7条 前条の事由その他いかなる理由においても脱退の会費はこれを返還しない。
- 第8条 本会には次の役員を置く。
 1. 会長 1名
 2. 副会長 3名
 3. 幹事 各卒業年次から若干名
 4. 会計 2名
 5. 書記 2名
 6. 監査 2名
- 第9条 本会の会員の選出は次の方法による。
 1. 会長 役員会で選考し総会の承認を求め、

- 2. 副会長 会長が指名し総会の承認を求め、各卒業年次の会員から、役員会において選ばれた若干名
- 3. 幹事 会長選出方法と同じ。
- 4. 会計 会長選出方法と同じ。
- 5. 書記 会長選出方法と同じ。
- 6. 監査 会長選出方法と同じ。
- 第10条 顧問は学長および本会に功労があった者から役員会の委嘱により若干名置くことができる。
- 第11条 役員は次のとおりである。
 1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を執行する。
 3. 幹事は会長の命により会務を執行する。
 4. 会計は会計事務を行う。
 5. 書記は会の記録等、必要な事務にあたる。
 6. 監査は会計事務について監査する。
 7. 総会が成立しない時は、総会の権限を代行することができる。
- 第12条 役員は任期は2年とする。但し、相次によって就任した役員は任期は、前任者の残任期間とする。
 1. 会費
 2. 事業に伴う収入
 3. 資産から生ずる果実
 4. 寄附金その他の収入
- 第13条 役員は役員会を組織し、この会則に従って業務を遂行する。
- 第14条 役員は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところに従う。
 1. 会長
 2. 役員会
 3. 前項の議決は、委任状の行使を妨げない。
- 第15条 総会は原則として毎年1回開催する。但し、当分の間総会は役員会をもってかえることができる。議長はその都度選出する。
 1. 会長が必要と認めるとき、臨時総会を開催することができる。
 2. 総会の議決は過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところに従う。
 3. 前項の議決は、委任状の行使を妨げない。
 4. 総会において議決および承認する事項は次のとおりとする。
 - イ. 事業計画および収支予算、事業報告および収支決算、その他役員会において必要と認められた事項
- 第16条 本会の事務を処理するための事務局を置くことができる。
 1. 会費
 2. 事業に伴う収入
 3. 資産から生ずる果実
 4. 寄附金その他の収入
- 第17条 本会の収入は次のとおりとする。
 1. 会費
 2. 事業に伴う収入
 3. 資産から生ずる果実
 4. 寄附金その他の収入
- 第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第19条 本会則に規定のない事項については役員会の決議によって定める。
- 第20条 この会則の変更は、役員会の議決を得て総会の承認を求め、

編集後記

まだまだ残暑が続く中、今年もまた大学に勤める有志を中心にして会報三号に取組んできた。

今年の夏は、バルセロナオリンピックで「ファイバー」したが、我同窓会には、今まさに過渡期を迎え、生みの苦しみを味わっている。

第四回目を迎える今年のホームカミングデー当日には、敬愛同窓会から

分業・独立して以来初めての総会が予定されている。前進あるのみである。二万人の同窓生のパワーを結果させたいものである。

「敬愛32号」記事、終身会員物故者中の杉野祐敬氏(68E)はお元気で活躍中

謹告 訂正申し上げます。

敬愛同窓会事務局より